

その他特記事項等

1 特記事項

(1) 当該業務「中主小学校仮設校舎賃貸借」における各工事は、別途発注予定の工事監理業務の対象工事とする。

(2) 確認申請については審査済みであるが、構造仕様等に関わる重大な変更を行う場合は、監督職員の承諾を受け、計画変更申請を行うこと。なお、その場合、かかる変更申請手数料は発注者の負担とするが、図面作成等変更申請業務は受注者の負担とする。

計画変更が生じる場合は、契約締結後、速やかに申請図面を作成すること。

(3) 学校授業中に仮設校舎の建設をする必要がある為、学校長および市監督職員と十分に協議し、業務計画を立案すること。

(4) 受注者において、下記に列記する申請手続きを行う。

- ・ 建築工事届
- ・ 工事施工者・監理者選定届
- ・ 防火対象物の使用開始届
- ・ 仮設校舎設置後の仮使用申請（申請手数料は発注者負担）
- ・ 軽微な変更説明書（変更があった場合、申請手数料は受注者負担）
- ・ 仮設校舎改修（模様替え）時の仮設建築物の届出
（申請手数料は発注者負担）
- ・ 仮設校舎改修（模様替え）に伴う建築確認の計画変更の届出
（申請手数料は発注者負担）
- ・ 仮設校舎解体時の除却届

申請に伴う手数料については、明記のないものは受注者が負担する。

(5) 各工事の検査について

- ・ 第1期工事完了後は直ちに本市担当者の検査を受け、その承認を得ること。
- ・ 第2期工事完了後は直ちに本市担当者の検査を受け、その承認を得ること。
- ・ 賃貸借期間終了後は直ちに建築物等を解体し、グラウンド復旧等の上、本市担当者の検査を受け、その承認を得ること。

(6) 完成時提出書類

以下の書類については、A4サイズのファイルにまとめて提出すること。

- ・ 鍵の引き渡し書
- ・ 各種取扱い説明書
- ・ 各種保証書
- ・ 諸官庁申請書類（副本又は写し）

(7) 再利用可能な材料、構造、工法等を採用することにより、廃材の縮減、コストの縮減、工期の短縮に努めること。

2 仮設校舎の建設遅延の場合における損害金等

(1) 落札者の責めに帰すべき事由により令和2年3月16日までに1期工事（引越し業務を除く）が完了することが出来ない場合においては、市長は、損害金の支払いを落札者

に請求する。

- (2) 落札者の責めに帰すべき事由により令和3年3月15日までに引越し業務を除く2期工事が完了することが出来ない場合においては、市長は、損害金の支払いを落札者に請求する。
- (3) 前項の損害金の額は、契約額の内、仮設校舎建設に相応する額から出来形部分に相応する額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における遅延利息率の割合で計算した額とする。